



はしがき

読者の皆様へ

本書は私の最初の単行本ということになります。ひたすらコピーライトと出版について研究してきた私が その当事者になる、というのは何とも複雑な気持ちがするものです。「はしがき」というものは、意気に満ちた著者の思い入れが書いてあるのが普通ですが、私はこの研究に着手するに至った背景について書く事にします。そうすれば、私が感じている「複雑な気持ち」が伝わるのではないかと思うからです。

研究に着手する前、私は「著作権は著作者を保護している」「著作権は著作者の利益を擁護している」という主張を素直に受け取れませんでした。「著作権を守れ」と騒ぎ立てる人々は、私の目には、自ら創作活動に従事している人たちではなく、誰かの知的労働からその分け前の一部をもらっている人たちのように見えました。創作活動への奨励は、作品が成ったあとの経済的利益の大きさを誘う高い到達点であるよりも、誰もが自由に創作活動に着手することができるという低い敷居であるべきだと、私は考えていました。そうした著作権制度への根本的な疑念が本書を生み出す原動力であったわけです。

大学院に進学し「情報法」を専攻することになったとき、私はコンピュータをめぐる新しい法律問題についてアメリカの論文をいろいろと読んでみました。日本の「情報法」では情報公開や個人情報保護を中心として研究が進んでいましたが、アメリカの **Computer Law** では、知的財産権 (**intellectual property**) の問題が熱心に検討されていました。たくさんの人々が自分のコンピュータを利用してさまざまな作業を行い、また それらの人々がネットワークで繋がり、それらの作業の結果を伝達する時代になりつつあります。そのネットワークの中を流れるあらゆる「内容」が著作権法が保護する著作物でありうるということが、私には著作権の根本的な部分に衝撃を与えるような気がしました。

ちょうどその頃、コンピュータ・ソフトウェアの法的保護に関してGATTを舞台としたアメリカと日本の交渉が進んでいました。アメリカが貿易の問題として知的財産権の強化を日本政府に迫っていた頃の話です。私はこの頃、中山信弘先生の『ソフトウェアの法的保護』を読みました。また、石黒一憲先生の『情報通信・知的財産権への国際的視点』も読みました。その内容については、読者の皆さんそれぞれに読んでいただくこととして、後者の本で特に印象に残った言葉を引いておきましょう。

「伝統的アメリカ的論理に基づく反論」をまずもって試みるべきであろう。

この言葉に私は「はっ」とさせられるものがありました。アメリカの著作権理論が独自のものであり、我が国のそれとは基本的な構造から異なっていることは、教科書を読めばたいてい書いてあります。しかし「アメリカ的論理」からみた著作権(copyright)の原理について詳しく書いてある文献には満足すべきものはありませんでした。このとき、たまたま英米法を専門とされている堀部 政男先生のゼミナールに所属している私に、一つの課題が与えられたような気がしたのです。そうして、私は「情報法」を専攻しながらも「知的財産権」研究を中心に据えることにしました。

さて、知的財産権を研究することにしたものの、私はその時々に応じて刻々と変化していく学説・議論の流れについていくのが精一杯で、途方に暮れていました。そのころ、私はマクルーハン(Marshall McLuhan)の『人間拡張の原理: メディアの理解』¹をなんとなく読んでいました。そこで、次のような文書にぶつかったのです。

今日、我々自身の文化の中で行動しようと望み、人間の表現であるどんな技術の形態に対しても、その歪みや圧力から自由な場所に立とうとするならば、そういう特定の形態にまだ触れない社会、あるいは、それがまだ知られていなかった歴史上の一時期を訪ねてゆけばよい。

こうして、私はその当時集めていた「知的財産権の時代の先端」を解説した論文をすべて捨てて、著作権概念が存在しなかった昔を探ることに決めたのです。

さて、どれくらい昔に溯れば良いのでしょうか。私が研究テーマについて堀部先生に相談したとき、先生は、イギリスが世界最初の成文著作権法を制定したことを教えてくださいました。そして「たしか…」と言葉を濁されな

¹Marshall McLuhan, 人間拡張の原理: メディアの理解, (後藤 和彦 and 高義 進 trans., 竹内書店, 1967), Understanding Media: The Extensions of Man, McGraw-Hill, 1964.

がらも「ウィリアム・キャクストン」という人物が、イギリスでの最初の印刷者であるということも教えてくださいました。ウィリアム・キャクストン (William Caxton) という人物について調べた後、私は、研究をこの人物がウェストミンスター寺院の裏庭に印刷機を備え付けた前後から始めることに決めました。私がゼミナールで「著作権の歴史研究やります」と言ったとき、堀部先生が「大変だよ」といって微笑まれたのを覚えています。今にして思えば、何も知らない若造が「大海原の果ての国にいきます」と言ったようなものです。しかし、その国までの距離を知っていたら、まず私は着手しなかったらと思います。

それから5年経ちまして、本書が出版されるに至ったわけです。本書の「目次」を見ていただければわかりますが、本書の記述は1891年のアメリカで終わっています。正直に言えばまだ「大海原の果ての国」には至っていないのです。しかし、現代に至るまでのコピーライトの通史を書こうとすると、まだまだ数年はかかるでしょう。もしかすると、私にはもう、そうした腰の据わった研究をする余裕はないのかもしれないかもしれません。本書は、そういう意味で私の研究の一区切りを示すものである一方、まだこの世に存在しない「コピーライトの史的展開【20世紀編】」への序章でもあるのです。

さて、本書の出版にあたってお世話になった方々にお礼を申し上げることにしましょう。まず、本書の元となった博士論文について語るべきでしょう。学部、大学院を通じて私の指導教官であり、英米法研究の手順についての確な指導をくださり、着実な研究テーマを与えてくださった堀部政男先生。ラテン語、ドイツ語、フランス語に関するさまざまな知識を与えてくださり、広く西洋古典に関する興味をかきたててくださった屋敷二郎氏。そして、それを周辺からサポートしてくださった一橋大学 勝田有恒=山内 進ゼミナールの皆様。私の問題意識を法哲学の面から批判的に支えてくださった森村 進先生。そして、膨大な蔵書を維持管理しながら、私が探している希少な資料を手配してくださった一橋大学図書館の司書の皆様。また、インターネットも学術研究の大きな助けになりました。複雑で気まぐれな学内ネットワークを維持管理されている一橋大学計算機センターの皆様。ありがとうございました。

本書の執筆にあたって、はからずも英文学史をもかじることになりました。Grub Street にたむろしていた三文文士たちの儂い野望と厳しい絶望についても知りました。そうした「水に名を記せし者」たちの夢の遺跡の上に本書もまた一つの礎を置くものです。本書に至るまでの知識の糸をつないでくれた数知れぬ先人たちに深く感謝申し上げます。

また経済的なことを申せば、前半「イギリス編」の内容は、父母からの仕送りと日本育英会奨学金のおかげです。そして後半「アメリカ編」の内容は日本学術振興会、文部省科学研究費のおかげです。どの本で読んだ記述か忘

れてしまいましたが、印刷機がこの世に現れてから今日に至るまで、純粋な学術出版で採算が取れた例はないそうです。有益な奨学制度の存在に感謝します。また、近藤統嗣氏の息の長い変わらぬ友情と支援には感謝の言葉もありません。妻 弘子の根気強い励ましと気の利いたジョークにもずいぶん助けられました。

続いて、本書の出版へと導いてくださった方々にお礼申し上げます。何よりもまず、本書の出版のお話をくださった中山信弘先生。この研究の発端を与えてくださった先生のご紹介によって本書が知的財産研究叢書の一つとして出版されることは、私にとってまことに名誉なことであります。信山社の渡辺左近氏には、私のわがままを快く受け入れてくださるなど便宜をはかっていただき恐縮するばかりです。また、本書の版下原稿は \LaTeX によって作成されています。こうした優れたソフトウェアを無料で公開してくださったクヌース (**Donald E. Knuth**) 先生とランポート (**Leslie Lamport**) 氏。そして、そうした優れたソフトウェアを公開し改良してくださった世界中の皆様。本書が皆様の役に立つことを心から祈っております。

1998年5月

白田 秀彰